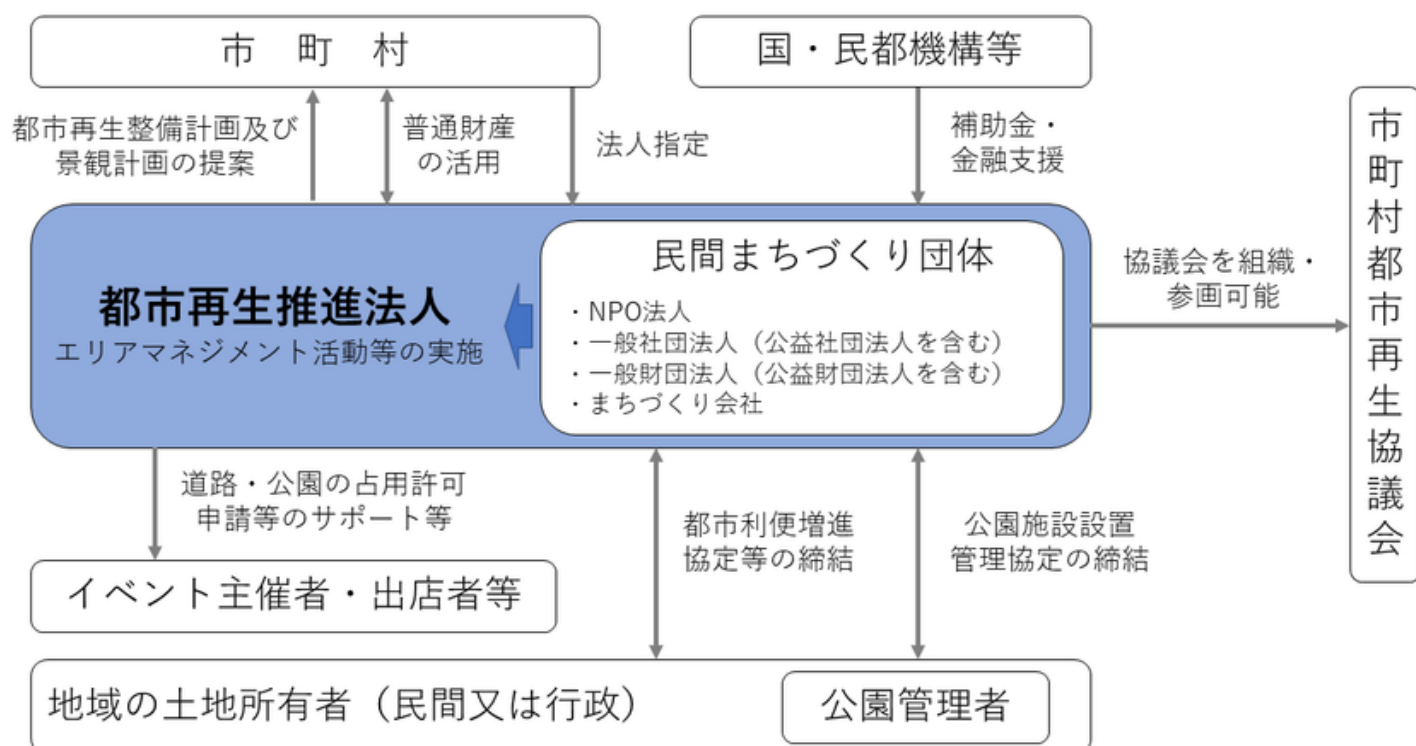


都市再生推進法人制度について

都市再生推進法人とは

- 都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村長が指定するものを言います。
- まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。
- 都市再生推進法人には、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されます。
- 都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画、景観計画の案を市町村に提案することができます。



都市再生推進法人指定の手続

①都市再生推進法人の指定の申請

都市再生推進法人になろうとする法人が、市長村長に指定の申請を行います。

②市町村による審査

申請してきた法人が、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実にできるかを審査します。

《都市再生推進法人の業務（法第119条）》

都市再生推進法人は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域や、立地適正化計画の区域において、以下の業務（一部の業務でも可能）を行います。

- (1) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
- (2) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
- (3) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
- (4) 事業用地の取得、管理、譲渡
- (5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理
- (6) 緑地等管理効率化設備又は再生可能エネルギー発電設備等の管理
- (7) 公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
- (8) 都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
- (9) 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
- (10) 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理等
- (11) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
- (12) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
- (13) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
- (14) 都市の再生に関する調査研究
- (15) 都市の再生に関する普及啓発
- (16) その他の都市の再生に必要な業務

③市町村長による指定

審査の結果、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、都市再生推進法人として市町村長が指定します。

④市町村長による監督等

- ・市町村長は、必要に応じて、都市再生推進法人に対して、業務の報告をさせることができます。
- ・都市再生推進法人が、必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、市長村長が業務改善命令を出すことができます。
- ・命令に違反した場合には、都市再生推進法人の指定を取り消すことも可能です。